

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊人安第51号
令和7年3月27日

児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について(通達)

【概要】

本通達は、児童の安全確保を最優先とした児童虐待の対応に万全を期するための

- 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底
- 迅速かつ的確な事件化の可否等の判断と捜査の遂行
- 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化
- 被害児童等に対する配意及び支援
- 児童虐待の早期発見等に資する教養の徹底

等を示したものである。